

平成 29 年 2 月 27 日開会

平成 29 年 3 月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|------------|--|----|
| 報 告 第 1 号 | 専決処分の報告（寝屋川市国民健康保険条例の一部改正） | 1 |
| 議 案 第 1 号 | 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正 | 5 |
| 議 案 第 2 号 | 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正 | 20 |
| 議 案 第 3 号 | 平成 28 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 6 号） | 別冊 |
| 議 案 第 4 号 | 平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） | 別冊 |
| 議 案 第 5 号 | 平成 28 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議 案 第 6 号 | 平成 28 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議 案 第 7 号 | 平成 28 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 議 案 第 8 号 | 平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 議 案 第 9 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会） | 23 |
| 議 案 第 10 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市携帯端末用アプリケーションソフト構築事業者選定委員会） | 25 |
| 議 案 第 11 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市子育てリフレッシュ館遊びスペース設置事業者選定委員会） | 27 |

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|----------|--|----|
| 議案第 12 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会） | 29 |
| 議案第 13 号 | 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（寝屋川市健康増進計画推進委員会） | 31 |
| 議案第 14 号 | 寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正 | 33 |
| 議案第 15 号 | 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 | 35 |
| 議案第 16 号 | 寝屋川市税条例の一部改正 | 39 |
| 議案第 17 号 | 寝屋川市手数料条例の一部改正 | 47 |
| 議案第 18 号 | 寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正 | 66 |
| 議案第 19 号 | 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正 | 69 |
| 議案第 20 号 | 寝屋川市立斎場条例の一部改正 | 71 |
| 議案第 21 号 | 寝屋川市立市民体育館条例の一部改正 | 73 |
| 議案第 22 号 | 平成 29 年度寝屋川市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第 23 号 | 平成 29 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 24 号 | 平成 29 年度寝屋川市介護保険特別会計予算 | 別冊 |

| 番 号 | 案 件 | 頁 |
|----------|----------------------------------|----|
| 議案第 25 号 | 平成 29 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第 26 号 | 平成 29 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計 予算 | 別冊 |
| 議案第 27 号 | 平成 29 年度寝屋川市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 28 号 | 平成 29 年度寝屋川市下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第 29 号 | 市道の廃止 | 75 |
| 議案第 30 号 | 市道の認定 | 76 |

報告第 1 号

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正について、別紙のとおり平成 28 年 12 月 28 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

専決第 18 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 28 日専決

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 40 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項第 1 号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項」に改める。

第 2 条 寝屋川市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条の

2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第22条の2第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第17条及び第22条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第17条及び第22条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 1 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

附則第25項中「100分の1.2」を「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」に、「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
給料表

| 職務 の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 円 141,600 | 円 191,700 | 円 227,900 | 円 261,100 | 円 287,100 | 円 317,700 | 円 361,800 | 円 407,300 |
| 2 | 142,700 | 193,500 | 229,500 | 263,000 | 289,300 | 319,900 | 364,400 | 409,700 |
| 3 | 143,900 | 195,300 | 231,000 | 264,800 | 291,600 | 322,200 | 366,900 | 412,200 |
| 4 | 145,000 | 197,100 | 232,600 | 266,900 | 293,700 | 324,400 | 369,500 | 414,600 |
| 5 | 146,100 | 198,700 | 234,100 | 268,700 | 295,700 | 326,600 | 371,500 | 416,500 |
| 6 | 147,200 | 200,500 | 235,800 | 270,600 | 298,000 | 328,600 | 374,000 | 418,800 |
| 7 | 148,300 | 202,300 | 237,300 | 272,500 | 300,300 | 330,800 | 376,300 | 420,900 |
| 8 | 149,400 | 204,100 | 238,900 | 274,600 | 302,500 | 333,000 | 378,800 | 423,100 |
| 9 | 150,500 | 205,800 | 240,300 | 276,700 | 304,600 | 335,100 | 381,300 | 425,100 |
| 10 | 151,900 | 207,600 | 241,800 | 278,700 | 306,900 | 337,300 | 384,000 | 427,200 |
| 11 | 153,200 | 209,400 | 243,400 | 280,800 | 309,100 | 339,400 | 386,600 | 429,300 |
| 12 | 154,500 | 211,200 | 244,800 | 282,800 | 311,400 | 341,600 | 389,300 | 431,400 |
| 13 | 155,800 | 212,600 | 246,300 | 284,800 | 313,500 | 343,500 | 391,700 | 433,100 |
| 14 | 157,300 | 214,400 | 247,800 | 286,900 | 315,600 | 345,500 | 394,000 | 434,900 |
| 15 | 158,800 | 216,100 | 249,100 | 288,900 | 317,800 | 347,600 | 396,200 | 436,900 |
| 16 | 160,400 | 217,900 | 250,500 | 290,900 | 319,900 | 349,600 | 398,600 | 438,900 |
| 17 | 161,700 | 219,600 | 252,000 | 292,900 | 322,000 | 351,400 | 400,400 | 440,800 |
| 18 | 163,200 | 221,300 | 253,700 | 294,900 | 324,000 | 353,400 | 402,400 | 442,600 |
| 19 | 164,700 | 222,900 | 255,400 | 297,000 | 326,100 | 355,200 | 404,300 | 444,400 |
| 20 | 166,200 | 224,500 | 257,200 | 299,000 | 328,100 | 357,100 | 406,100 | 446,100 |
| 21 | 167,600 | 226,000 | 258,800 | 301,000 | 330,000 | 359,100 | 408,000 | 447,900 |
| 22 | 170,300 | 227,700 | 260,600 | 303,100 | 332,100 | 361,000 | 409,800 | 449,400 |
| 23 | 172,900 | 229,300 | 262,300 | 305,100 | 334,100 | 363,000 | 411,600 | 450,800 |
| 24 | 175,500 | 230,900 | 264,000 | 307,200 | 336,200 | 364,900 | 413,500 | 452,300 |
| 25 | 178,200 | 232,200 | 266,000 | 309,000 | 337,700 | 366,900 | 415,300 | 453,700 |
| 26 | 179,900 | 233,700 | 267,900 | 311,100 | 339,600 | 368,800 | 416,800 | 455,000 |
| 27 | 181,600 | 235,100 | 269,700 | 313,200 | 341,500 | 370,800 | 418,300 | 456,300 |
| 28 | 183,300 | 236,400 | 271,500 | 315,200 | 343,400 | 372,800 | 419,900 | 457,500 |
| 29 | 184,800 | 237,700 | 273,200 | 317,100 | 345,100 | 374,300 | 421,500 | 458,500 |
| 30 | 186,600 | 238,900 | 275,100 | 319,100 | 347,000 | 376,100 | 422,800 | 459,200 |
| 31 | 188,400 | 239,900 | 277,000 | 321,200 | 348,900 | 377,900 | 424,100 | 460,000 |
| 32 | 190,100 | 241,100 | 278,700 | 323,300 | 350,700 | 379,500 | 425,300 | 460,700 |
| 33 | 191,700 | 242,400 | 280,400 | 324,700 | 352,600 | 381,300 | 426,500 | 461,400 |
| 34 | 193,200 | 243,600 | 282,300 | 326,700 | 354,400 | 382,700 | 427,800 | 462,200 |
| 35 | 194,700 | 244,800 | 284,100 | 328,600 | 356,200 | 384,200 | 429,100 | 462,900 |
| 36 | 196,200 | 246,100 | 286,000 | 330,700 | 357,900 | 385,800 | 430,300 | 463,500 |
| 37 | 197,500 | 247,000 | 287,600 | 332,600 | 359,300 | 387,200 | 431,500 | 464,000 |
| 38 | 198,800 | 248,400 | 289,300 | 334,500 | 360,600 | 388,400 | 432,300 | 464,600 |
| 39 | 200,100 | 249,800 | 291,100 | 336,500 | 362,000 | 389,600 | 433,100 | 465,200 |
| 40 | 201,400 | 251,300 | 292,900 | 338,400 | 363,400 | 390,700 | 433,900 | 465,800 |
| 41 | 202,700 | 252,700 | 294,600 | 340,300 | 364,700 | 391,800 | 434,500 | 466,300 |
| 42 | 204,000 | 254,100 | 296,300 | 342,200 | 365,600 | 393,000 | 435,200 | 466,800 |
| 43 | 205,300 | 255,500 | 297,900 | 344,000 | 366,700 | 394,200 | 435,900 | 467,200 |
| 44 | 206,600 | 256,800 | 299,500 | 345,900 | 367,800 | 395,300 | 436,600 | 467,500 |
| 45 | 207,800 | 258,000 | 301,200 | 347,400 | 368,600 | 396,000 | 437,400 | 467,800 |
| 46 | 209,100 | 259,300 | 302,900 | 348,800 | 369,500 | 396,700 | 438,200 | |
| 47 | 210,400 | 260,700 | 304,500 | 350,300 | 370,400 | 397,400 | 438,600 | |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 48 | 211,700 | 262,000 | 306,200 | 351,800 | 371,300 | 398,100 | 439,300 |
| 49 | 212,800 | 263,300 | 307,300 | 353,400 | 372,200 | 398,700 | 439,800 |
| 50 | 213,900 | 264,400 | 308,800 | 354,200 | 373,000 | 399,300 | 440,200 |
| 51 | 214,900 | 265,700 | 310,300 | 355,400 | 373,800 | 399,800 | 440,600 |
| 52 | 216,000 | 267,000 | 311,900 | 356,400 | 374,600 | 400,200 | 441,000 |
| 53 | 217,100 | 268,000 | 313,500 | 357,300 | 375,300 | 400,600 | 441,400 |
| 54 | 218,100 | 269,100 | 315,100 | 358,400 | 376,000 | 400,900 | 441,800 |
| 55 | 219,000 | 270,400 | 316,700 | 359,300 | 376,700 | 401,200 | 442,200 |
| 56 | 220,000 | 271,700 | 318,200 | 360,400 | 377,400 | 401,500 | 442,500 |
| 57 | 220,600 | 272,800 | 319,700 | 361,300 | 377,900 | 401,800 | 442,800 |
| 58 | 221,500 | 273,800 | 320,900 | 362,000 | 378,500 | 402,100 | 443,200 |
| 59 | 222,300 | 274,800 | 322,100 | 362,700 | 379,100 | 402,400 | 443,500 |
| 60 | 223,200 | 275,900 | 323,300 | 363,400 | 379,800 | 402,700 | 443,800 |
| 61 | 223,900 | 277,100 | 324,000 | 363,800 | 380,200 | 403,000 | 444,100 |
| 62 | 224,900 | 278,100 | 324,900 | 364,400 | 380,900 | 403,300 | |
| 63 | 225,700 | 279,000 | 325,700 | 365,100 | 381,500 | 403,600 | |
| 64 | 226,600 | 280,000 | 326,500 | 365,800 | 382,100 | 403,900 | |
| 65 | 227,300 | 280,700 | 327,400 | 366,100 | 382,500 | 404,200 | |
| 66 | 228,100 | 281,600 | 327,800 | 366,800 | 383,100 | 404,500 | |
| 67 | 229,000 | 282,300 | 328,500 | 367,500 | 383,700 | 404,800 | |
| 68 | 230,100 | 283,200 | 329,300 | 368,200 | 384,300 | 405,100 | |
| 69 | 230,800 | 284,200 | 330,100 | 368,500 | 384,700 | 405,300 | |
| 70 | 231,500 | 285,000 | 330,800 | 369,100 | 385,200 | 405,600 | |
| 71 | 232,100 | 285,800 | 331,500 | 369,800 | 385,700 | 405,900 | |
| 72 | 232,900 | 286,600 | 332,200 | 370,400 | 386,300 | 406,200 | |
| 73 | 233,700 | 287,400 | 332,700 | 370,700 | 386,600 | 406,400 | |
| 74 | 234,400 | 287,900 | 333,300 | 371,300 | 387,000 | 406,700 | |
| 75 | 235,100 | 288,300 | 333,800 | 372,000 | 387,400 | 407,000 | |
| 76 | 235,700 | 288,800 | 334,400 | 372,600 | 387,800 | 407,200 | |
| 77 | 236,400 | 288,900 | 334,700 | 373,000 | 388,100 | 407,400 | |
| 78 | 237,200 | 289,300 | 335,200 | 373,500 | 388,400 | 407,700 | |
| 79 | 238,000 | 289,500 | 335,600 | 374,100 | 388,700 | 408,000 | |
| 80 | 238,700 | 289,900 | 336,100 | 374,600 | 389,000 | 408,200 | |
| 81 | 239,400 | 290,100 | 336,500 | 375,100 | 389,200 | 408,400 | |
| 82 | 240,100 | 290,300 | 337,000 | 375,700 | 389,500 | 408,700 | |
| 83 | 240,800 | 290,700 | 337,500 | 376,200 | 389,800 | 409,000 | |
| 84 | 241,500 | 291,000 | 338,000 | 376,500 | 390,000 | 409,200 | |
| 85 | 242,100 | 291,300 | 338,300 | 376,900 | 390,200 | 409,400 | |
| 86 | 242,800 | 291,600 | 338,700 | 377,400 | 390,500 | | |
| 87 | 243,500 | 291,900 | 339,200 | 377,800 | 390,800 | | |
| 88 | 244,200 | 292,300 | 339,600 | 378,200 | 391,000 | | |
| 89 | 244,900 | 292,600 | 339,900 | 378,600 | 391,200 | | |
| 90 | 245,400 | 293,000 | 340,300 | 379,100 | 391,500 | | |
| 91 | 245,800 | 293,300 | 340,800 | 379,500 | 391,800 | | |
| 92 | 246,300 | 293,700 | 341,200 | 379,900 | 392,000 | | |
| 93 | 246,600 | 293,800 | 341,400 | 380,200 | 392,200 | | |
| 94 | | 294,000 | 341,800 | | | | |
| 95 | | 294,400 | 342,300 | | | | |
| 96 | | 294,800 | 342,700 | | | | |
| 97 | | 295,000 | 342,800 | | | | |
| 98 | | 295,300 | 343,300 | | | | |
| 99 | | 295,700 | 343,700 | | | | |
| 100 | | 296,100 | 344,000 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101 | | 296,300 | 344,300 | | | | | |
| 102 | | 296,600 | 344,700 | | | | | |
| 103 | | 297,000 | 345,100 | | | | | |
| 104 | | 297,300 | 345,500 | | | | | |
| 105 | | 297,500 | 346,000 | | | | | |
| 106 | | 297,800 | 346,400 | | | | | |
| 107 | | 298,200 | 346,800 | | | | | |
| 108 | | 298,500 | 347,200 | | | | | |
| 109 | | 298,700 | 347,700 | | | | | |
| 110 | | 299,100 | 348,100 | | | | | |
| 111 | | 299,500 | 348,400 | | | | | |
| 112 | | 299,800 | 348,700 | | | | | |
| 113 | | 299,900 | 349,200 | | | | | |
| 114 | | 300,200 | | | | | | |
| 115 | | 300,500 | | | | | | |
| 116 | | 300,900 | | | | | | |
| 117 | | 301,100 | | | | | | |
| 118 | | 301,300 | | | | | | |
| 119 | | 301,600 | | | | | | |
| 120 | | 301,900 | | | | | | |
| 121 | | 302,300 | | | | | | |
| 122 | | 302,500 | | | | | | |
| 123 | | 302,800 | | | | | | |
| 124 | | 303,100 | | | | | | |
| 125 | | 303,400 | | | | | | |
| 再任用 職員 | 186,900 | 214,400 | 214,400 | 214,400 | 254,400 | 273,800 | 288,900 | 314,300 |

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

第3条第3項中「別表第2」を「別表第3及び別表第4」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額250,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養

親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第14条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等以外の職員が行政職8級職員等となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第25項中「、6月に支給する場合には100分の1.2、12月に支給する場合には100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

附則第29項中「別表第2」を「別表第3」に改め、

「と、「係長の職務」とあるのは「(1) 主任の職務 を削る。

(2) 係長の職務」

別表第1中「給料表」を「行政職給料表」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

別表第2中「級別基準職務表」を「行政職給料表級別基準職務表」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第3条、第3条の2関係)
医療職給料表

| 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 1 | 円 245,200 | 円 330,500 | 円 395,500 | 円 470,600 |
| 2 | 247,700 | 333,500 | 398,400 | 472,900 |
| 3 | 250,200 | 336,400 | 401,300 | 475,100 |
| 4 | 252,700 | 339,400 | 404,100 | 477,400 |
| 5 | 255,000 | 342,100 | 406,800 | 479,700 |
| 6 | 258,800 | 345,400 | 409,500 | 481,900 |
| 7 | 262,600 | 348,500 | 412,300 | 484,100 |
| 8 | 266,400 | 351,600 | 415,000 | 486,300 |
| 9 | 270,000 | 354,500 | 417,500 | 488,300 |
| 10 | 274,000 | 357,400 | 420,200 | 490,400 |
| 11 | 278,000 | 360,500 | 422,900 | 492,500 |
| 12 | 282,000 | 363,700 | 425,600 | 494,600 |
| 13 | 285,800 | 366,700 | 428,000 | 496,700 |
| 14 | 289,800 | 370,300 | 430,500 | 498,800 |
| 15 | 293,700 | 373,500 | 432,900 | 500,900 |
| 16 | 297,600 | 377,200 | 435,400 | 503,000 |
| 17 | 301,400 | 380,800 | 437,600 | 505,100 |
| 18 | 305,000 | 383,500 | 440,000 | 507,100 |
| 19 | 308,500 | 386,300 | 442,400 | 509,100 |
| 20 | 312,100 | 389,000 | 444,800 | 511,100 |
| 21 | 315,700 | 391,900 | 446,600 | 512,900 |
| 22 | 319,400 | 394,500 | 449,000 | 514,700 |
| 23 | 322,900 | 397,100 | 451,400 | 516,600 |
| 24 | 326,400 | 399,500 | 453,700 | 518,500 |
| 25 | 329,900 | 401,800 | 455,800 | 520,200 |
| 26 | 332,700 | 404,100 | 458,100 | 522,000 |
| 27 | 335,300 | 406,400 | 460,300 | 523,800 |
| 28 | 337,900 | 408,700 | 462,600 | 525,600 |
| 29 | 340,700 | 411,000 | 464,800 | 527,400 |
| 30 | 342,800 | 413,100 | 467,100 | 529,200 |
| 31 | 345,000 | 415,100 | 469,400 | 531,000 |
| 32 | 347,400 | 417,200 | 471,600 | 532,800 |
| 33 | 349,700 | 419,300 | 473,600 | 534,400 |
| 34 | 352,100 | 421,200 | 475,700 | 536,200 |
| 35 | 354,300 | 423,200 | 477,800 | 537,900 |
| 36 | 356,800 | 425,200 | 479,900 | 539,700 |
| 37 | 359,200 | 427,200 | 482,000 | 541,300 |
| 38 | 361,600 | 429,200 | 483,800 | 542,900 |
| 39 | 364,000 | 431,200 | 485,600 | 544,300 |
| 40 | 366,200 | 433,200 | 487,400 | 545,900 |
| 41 | 368,500 | 435,100 | 489,100 | 547,400 |
| 42 | 369,900 | 436,900 | 490,900 | 548,800 |
| 43 | 371,400 | 438,600 | 492,700 | 550,200 |
| 44 | 372,800 | 440,400 | 494,500 | 551,500 |
| 45 | 374,300 | 442,300 | 496,100 | 552,700 |
| 46 | 375,700 | 444,100 | 497,800 | 553,700 |
| 47 | 377,200 | 445,900 | 499,600 | 554,700 |

| | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 48 | 378,700 | 447,600 | 501,400 | 555,700 |
| 49 | 379,900 | 449,400 | 503,000 | 556,700 |
| 50 | 380,900 | 451,100 | 504,300 | 557,600 |
| 51 | 381,900 | 452,900 | 505,600 | 558,500 |
| 52 | 382,800 | 454,700 | 506,900 | 559,400 |
| 53 | 383,800 | 456,600 | 508,100 | 560,200 |
| 54 | 384,700 | 457,800 | 509,400 | 561,100 |
| 55 | 385,600 | 459,000 | 510,700 | 562,000 |
| 56 | 386,500 | 460,200 | 512,000 | 562,900 |
| 57 | 387,400 | 461,400 | 513,000 | 563,800 |
| 58 | 388,300 | 462,400 | 513,800 | 564,700 |
| 59 | 389,100 | 463,400 | 514,600 | 565,600 |
| 60 | 389,900 | 464,400 | 515,400 | 566,300 |
| 61 | 390,600 | 465,200 | 516,300 | 567,200 |
| 62 | 391,100 | 465,900 | 517,100 | 568,100 |
| 63 | 391,500 | 466,600 | 518,000 | 569,000 |
| 64 | 392,000 | 467,300 | 518,800 | 569,900 |
| 65 | 392,300 | 468,000 | 519,700 | 570,800 |
| 66 | | 468,700 | 520,600 | |
| 67 | | 469,400 | 521,300 | |
| 68 | | 470,100 | 522,200 | |
| 69 | | 470,500 | 523,100 | |
| 70 | | 471,200 | 523,900 | |
| 71 | | 471,900 | 524,800 | |
| 72 | | 472,600 | 525,700 | |
| 73 | | 473,000 | 526,500 | |
| 74 | | 473,600 | 527,400 | |
| 75 | | 474,300 | 528,300 | |
| 76 | | 475,000 | 529,000 | |
| 77 | | 475,400 | 529,800 | |
| 78 | | 476,000 | 530,700 | |
| 79 | | 476,600 | 531,600 | |
| 80 | | 477,100 | 532,500 | |
| 81 | | 477,700 | 533,300 | |
| 82 | | 478,200 | 534,200 | |
| 83 | | 478,700 | 535,100 | |
| 84 | | 479,200 | 536,000 | |
| 85 | | 479,600 | 536,800 | |
| 86 | | 480,200 | 537,700 | |
| 87 | | 480,600 | 538,600 | |
| 88 | | 481,100 | 539,500 | |
| 89 | | 481,600 | 540,300 | |
| 90 | | 482,200 | | |
| 91 | | 482,800 | | |
| 92 | | 483,200 | | |
| 93 | | 483,700 | | |
| 94 | | 484,300 | | |
| 95 | | 484,900 | | |
| 96 | | 485,500 | | |
| 97 | | 486,000 | | |
| 再任用 職員 | 295,400 | 337,800 | 392,200 | 465,200 |

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------|
| 1級 | 医師の職務 |
| 2級 | 医長の職務 |
| 3級 | 医療監の職務 |
| 4級 | 保健所長の職務 |

（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 372,000 |
| 2 | 420,000 |
| 3 | 471,000 |
| 4 | 532,000 |
| 5 | 607,000 |
| 6 | 709,000 |

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の157.5」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第11条第1項の表を次のように改める。

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 127,900 |
| 2 | 135,500 |

| | |
|----|---------|
| 3 | 139,400 |
| 4 | 141,600 |
| 5 | 150,500 |
| 6 | 155,800 |
| 7 | 168,000 |
| 8 | 180,500 |
| 9 | 184,400 |
| 10 | 187,100 |
| 11 | 197,000 |
| 12 | 203,600 |
| 13 | 235,500 |
| 14 | 244,800 |
| 15 | 248,600 |
| 16 | 252,100 |
| 17 | 260,700 |
| 18 | 266,600 |

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第22条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第21号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第10項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第10項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（給料に関する経過措置）

4 附則第1項ただし書に規定する日（以下この項及び次項において「改正条例一部施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（その職務の級が3級又は4級である者で、市長が定めるものに限る。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、改正条例一部施行日から平成30年3月31日までの間にあっては、平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を支給し、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの間にあっては、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

(1) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間 その者の受ける給料月額と改正条例一部施行日の前日において受けていた給料月額との差額（次号及び第3号において「差額」という。）に相当する額

(2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間 差額の3分の2に相当する額

(3) 平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間 差額の3分の1に相当する額

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

5 改正条例一部施行日から平成30年3月31日までの間は、第2条改正後の給

与条例第 14 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条改正後の給与条例第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しく

は第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

- 7 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和44年寝屋川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

(寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和49年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の80」を「6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」に、「100分の77.5」を「6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の87.5」に改める。

第4条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に、「6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の87.5」を「100分の82.5」に改める。

(旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年寝屋川市条例第5号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の80」を「6月に支給する場合には100分の80、

12月に支給する場合には100分の90」に、「100分の77.5」を「6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の87.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(期末手当又は勤勉手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例、改正後の上下水道事業管理者給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当又は第5条の規定による改正前の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例の規定による期末手当、改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による勤勉手当又は改正後の旧教育長給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|---------------------|---|
| 寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 | 寝屋川市みんなのまち基本条例（平成 19 年寝屋川市条例第 24 号）の内容についての検証に関する事務 |
|---------------------|---|

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|--------------------------------|--|
| 寝屋川市携帯端末用アプリケーションソフト構築事業者選定委員会 | 携帯端末用アプリケーションソフトを構築する事業者の選定についての審査に関する事務 |
|--------------------------------|--|

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|------------------------------------|--|
| 寝屋川市子育てリフレッシュ館遊び スペース設置事業者選定委員会 | （仮称）寝屋川市立子育てリフレッ シュ館の遊びスペースを設置する事 業者の選定についての審査に関する 事務 |
|------------------------------------|--|

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|------------------------|--|
| 寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会 | 待機児童を対象とする保育施設を整備する社会福祉法人等の選定についての審査に関する事務 |
|------------------------|--|

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

| | |
|-----------------|--|
| 寝屋川市健康増進計画推進委員会 | 市民の健康の増進に関わる計画の策定及び市民の健康の増進の総合的な推進に係る施策についての審議に関する事務 |
|-----------------|--|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

（寝屋川市食育推進会議条例の廃止）

2 寝屋川市食育推進会議条例（平成 19 年寝屋川市条例第 20 号）は、廃止する。

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正 する条例の一部改正

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち第 29 条の 4 の改正規定中「第 23 条第 1 項及び第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 2 条のうち第 29 条の 8 の次に 1 条を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条第7号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改める。

第11条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている職員」を「又は同項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「寝屋川市職員休暇規則第4条第1項第7号の休暇を承認されている」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該休暇を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第102条第4項中「及び第7項」を「から第9項まで」に改める。

附則第11条の2の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第37条の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加える。

第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割（以下「種別割」という。）」に改める。

第11条中「」、第55条、第77条」の次に「、第93条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第109条第1項」を「第93条の6第1項の申告書、第109条第1項」に改める。

第23条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第92条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取

得者に軽自動車税の環境性能割（以下「環境性能割」という。）によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第92条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第93条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第93条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第93条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 93 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第 93 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 93 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 93 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 93 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3 輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 93 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第93条の8 市長は、第100条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第96条(見出しを含む。)及び第97条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第98条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第92条第2項」を「第93条第1項」に改める。

第99条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第92条第2項」を「第93条第1項」に改める。

第100条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第101条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第93条」を「第93条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第37条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を附則第37条の7とする。

附則第37条の次に次の5条を加える。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

第 37 条の 2 環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(環境性能割の減免の特例)

第 37 条の 3 市長は、当分の間、第 93 条の 8 の規定にかかわらず、大阪府知事が環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の申告納付の特例)

第 37 条の 4 第 93 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 37 条の 5 寝屋川市は、大阪府が環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(環境性能割の税率の特例)

第 37 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 93 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------|----------|------------|
| 第 1 号 | 100 分の 1 | 100 分の 0.5 |
| 第 2 号 | 100 分の 2 | 100 分の 1 |
| 第 3 号 | 100 分の 3 | 100 分の 2 |

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 93 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中寝屋川市税条例附則第 37 条の 2 の改正規定及び附則第 5 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

(2) 第2条の規定並びに次条、附則第3条、第4条及び第6条の規定 平成31年10月1日

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第95条及び新条例附則第37条の2」を「寝屋川市税条例第95条及び附則第37条の7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|-------------------------|----------|---|
| 第95条第2号ア | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| 附則第37条の7第1項 | 第95条 | 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第95条 |
| 附則第37条の7第1項の表第95条第2号アの項 | 第95条第2号ア | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第95条第2号ア |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第23

号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項の表第11条第3号の項中「第109条第1項」を「第93条の6第1項の申告書、第109条第1項」に改める。

(法人の市民税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の寝屋川市税条例(附則第6条において「新条例」という。)第23条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例附則第37条の2の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第6条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 3 を第 12 条の 4 とし、第 12 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収）

第 12 条の 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者等から徴収する。

- (1) 法第 12 条第 1 項若しくは法第 13 条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「判定」という。）又は法第 12 条第 2 項若しくは法第 13 条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの判定（以下この条において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定（以下この条において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------|--------|-----|
| 判定等に係る建築物 | 床面積の合計 | |

| の評価方法 | | |
|---------------|------------------------------------|-------------|
| 1 モデル建物法によるもの | 2,000 平方メートル未満のもの | 166,200 円 |
| | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 269,000 円 |
| | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 351,100 円 |
| | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 421,900 円 |
| | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 495,000 円 |
| | 50,000 平方メートル以上のもの | 641,100 円 |
| 2 その他のもの | 2,000 平方メートル未満のもの | 418,900 円 |
| | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 597,700 円 |
| | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 736,200 円 |
| | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 870,100 円 |
| | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 992,600 円 |
| | 50,000 平方メートル以上のもの | 1,237,700 円 |

備考

- 1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号口の基準に適合することを確認することという。
- 2 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

3 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の増加を含むものに限る。）を受ける場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

(2) 変更の判定（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）に対する審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条に規定する書面の交付 1 件又は 1 通につき、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げた額）

(3) 法第 29 条第 1 項の規定による認定の申請又は法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号から第 10 号までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 29 条第 1 項の認定又は法第 31 条第 1 項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区 分 | | | 金 額 |
|--------------|----------------|-------------|----------|
| 認定等の申請に係る建築物 | 認定等に係る建築物の評価方法 | 床面積の合計 | |
| 1 非住宅建 | 登録住宅性能評 | 300 平方メートル未 | 11,000 円 |

| | | | | |
|--|------------------------------------|---------------------|--|-----------|
| 建築物（住宅 （人の居住 の用のみに 供する建築 物（共用部 分を含む。） 以下この条 において同 じ。）以外の 用途のみに 供する建築 物をいう。 以下この条 において同 じ。） | 価機能等が性能 向上基準に適合 すると認めたも の | | 満のもの | |
| | | | 300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの | 30,700 円 |
| | | | 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの | 91,600 円 |
| | | | 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの | 144,900 円 |
| | | | 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの | 182,900 円 |
| | | | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 228,600 円 |
| | | | 50,000 平方メートル 以上のもの | 319,900 円 |
| | その 他の もの | モデル建 物法によ るもの | 300 平方メートル未 満のもの | 99,200 円 |
| | | | 300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの | 166,200 円 |
| | | | 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの | 269,000 円 |
| 5,000 平方メートル | | | 351,100 円 | |

| | | |
|--------|------------------------------------|-----------|
| | 以上 10,000 平方メートル未満のもの | |
| | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 421,900 円 |
| | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 495,000 円 |
| | 50,000 平方メートル以上のもの | 641,100 円 |
| その他のもの | 300 平方メートル未満のもの | 259,000 円 |
| | 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの | 418,900 円 |
| | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 597,700 円 |
| | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 736,200 円 |
| | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 870,100 円 |
| | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 992,600 円 |

| | | | |
|--|---|--|-------------|
| | | 50,000 平方メートル 以上のもの | 1,237,700 円 |
| 2 一戸建て の住宅 | 登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの | | 5,600 円 |
| | その他のもの | 200 平方メートル未 満のもの | 39,100 円 |
| | | 200 平方メートル以 上のもの | 43,700 円 |
| 3 共同住宅 等（共同住 宅、長屋その 他の一戸建 ての住宅以 外の住宅を いう。以下こ の条におい て同じ。） | 登録住宅性能評 価機関等が性能 向上基準に適合 すると認めたも の | 300 平方メートル未 満のもの | 11,000 円 |
| | | 300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの | 23,200 円 |
| | | 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの | 51,400 円 |
| | | 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの | 91,800 円 |
| | | 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの | 147,700 円 |
| | | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 223,500 円 |
| | | 50,000 平方メートル 以上のもの | 339,400 円 |

| | | |
|--|---|-------------|
| その他のもの | 300 平方メートル未満のもの | 78,700 円 |
| | 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの | 131,200 円 |
| | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 223,400 円 |
| | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 320,100 円 |
| | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 630,100 円 |
| | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 1,114,700 円 |
| | 50,000 平方メートル以上のもの | 2,048,600 円 |
| 4 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。） | 住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応 | |

| | |
|--|---|
| | じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額 |
|--|---|

備考

- 1 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
 - (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
- 2 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。
- 3 第1号の表の備考2の規定は、この表について適用する。
- 4 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。た

だし、法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る建築物の部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- (4) 法第 30 条第 2 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出（次号から第 7 号までにおいて「建築基準関係規定適合審査の申出」という。）に対する審査 1 件につき、前号の手数料（法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出（当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）については、第 8 号の手数料）のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する手数料の例による同号に規定する額
- (5) 構造計算適合性審査を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査（次号及び第 7 号に規定する審査を除く。） 1 件につき、前号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する手数料の例による同号に規定する額
- (6) 構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査（前号及び次号に規定する審査を除く。） 1 件につき、第 4 号の手数料のほか、第 12 条第 4 号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第 1 号及び第 2 号の手数料の額を控除した額
- (7) 建築基準法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分を含む建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査 1 件につき、第 3 号から第 5 号までの手数料又は第 3 号、第 4 号及び前号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する手数料の例による同号に規定する額
- (8) 法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含

むものを除く。)に対する審査 1件につき、第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)

- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものを除く。) 1通につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区 分 | | 金 額 |
|------------------------------------|---------------------------------------|----------|
| 書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法 | 書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計 | |
| 1 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの | 5,000平方メートル未満のもの | 91,600円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 144,900円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 182,900円 |
| | 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 228,600円 |
| | 50,000平方メートル以上のもの | 319,900円 |
| 2 その他のもの | モデル建物法によるもの | |
| | 5,000平方メートル未満のもの | 269,000円 |
| | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 351,100円 |
| | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 421,900円 |

| | | | |
|--------|--|------------------------------------|-------------|
| | | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 495,000 円 |
| | | 50,000 平方メートル以上のもの | 641,100 円 |
| その他のもの | | 5,000 平方メートル未満のもの | 597,700 円 |
| | | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 736,200 円 |
| | | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 870,100 円 |
| | | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 992,600 円 |
| | | 50,000 平方メートル以上のもの | 1,237,700 円 |

備考 第1号の表の備考2並びに第3号の表の備考1及び2の規定は、この表について適用する。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。）1通につき、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）

(11) 法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区 分 | | | 金 額 |
|-------------|----------------|-------------------|----------|
| 認定の申請に係る建築物 | 認定に係る建築物の評価方法 | 認定の申請に係る部分の床面積の合計 | |
| 1 非住宅建築物 | 登録住宅性能評価機関等が消費 | 300 平方メートル未満のもの | 11,000 円 |

| | | | |
|---|--------|------------------------------------|-----------------|
| 性能基準に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの | | 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの | 30,700 円 |
| | | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 91,600 円 |
| | | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 144,900 円 |
| | | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 182,900 円 |
| | | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 228,600 円 |
| | | 50,000 平方メートル以上のもの | 319,900 円 |
| | その他のもの | モデル建物法によるもの | 300 平方メートル未満のもの |
| 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの | | | 166,200 円 |
| 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | | | 269,000 円 |
| 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | | | 351,100 円 |

| | | |
|------------|--|-------------|
| | トル未満のもの | |
| | 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの | 421,900 円 |
| | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 495,000 円 |
| | 50,000 平方メートル 以上のもの | 641,100 円 |
| その他の もの | 300 平方メートル未 満のもの | 259,000 円 |
| | 300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの | 418,900 円 |
| | 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの | 597,700 円 |
| | 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの | 736,200 円 |
| | 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの | 870,100 円 |
| | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 992,600 円 |
| | 50,000 平方メートル | 1,237,700 円 |

| | | | | | |
|---------------|--|---------------|----------------|---------------------------------|----------|
| | | | 以上のもの | | |
| 2 一戸建て の住宅 | 登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの | | | 5,600円 | |
| | その 他の もの | 仕様基準 によるもの | 200平方メートル未満のもの | 20,100円 | |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 21,600円 | |
| | その他の もの | その他の もの | 200平方メートル未満のもの | 39,100円 | |
| | | | 200平方メートル以上のもの | 43,700円 | |
| 3 共同住宅 等 | 登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの | | | 300平方メートル未満のもの | 11,100円 |
| | | | | 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 23,100円 |
| | | | | 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 51,300円 |
| | | | | 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 91,600円 |
| | | | | 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 147,200円 |

| | | | |
|----------------|---------------|--|---------------------|
| | | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 222,500 円 |
| | | 50,000 平方メートル 以上のもの | 337,400 円 |
| その 他の もの | 仕様基準 によるもの | 300 平方メートル未 満のもの | 37,600 円 |
| | | 300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの | 65,000 円 |
| | | 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの | 117,500 円 |
| | | 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの | 177,600 円 |
| | | 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの | 326,000 円 |
| | | 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの | 551,300 円 |
| | | 50,000 平方メートル 以上のもの | 966,800 円 |
| | その他の もの | | 300 平方メートル未 満のもの |

| | | | |
|---|-------|------------------------------------|--|
| | | 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの | 131,200 円 |
| | | 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの | 223,300 円 |
| | | 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの | 319,900 円 |
| | | 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの | 629,900 円 |
| | | 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの | 1,113,700 円 |
| | | 50,000 平方メートル以上のもの | 2,048,600 円 |
| 4 | 複合建築物 | | 住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定に係る建築物の評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ |

| | |
|--|--|
| | <p>れ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定に係る建築物の評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p> |
|--|--|

備考

- 1 第1号の表の備考1及び2並びに第3号の表の備考1の規定は、この表について適用する。
- 2 「適合判定通知書等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

3 「認定に係る建築物の評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するか否かの評価の方法をいう。

4 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。

5 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 7 条第 1 項の規定による申請に対する完了検査（当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為（建築物省エネルギー法附則第 3 条第 1 項の特定増改築を除く。以下同じ。）である場合に限り。）又は法第 18 条第 16 項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為である場合に限り。）に対する完了検査 1 件につき、第 1 号又は第 2 号の手数料のほか、建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額。

| 床面積の合計 | 金額 |
|---------------------------------|----------|
| 2,000平方メートル未満のもの | 112,800円 |
| 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 181,300円 |
| 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 235,400円 |
| 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 282,500円 |
| 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 331,500円 |
| 50,000平方メートル以上のもの | 428,100円 |

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の

部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 55 条第 1 項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第 55 条第 2 項において準用する建築物省エネルギー法附則第 8 条の規定による改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 8 項の規定により建築物省エネルギー法第 12 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたとき、又は建築物省エネルギー法第 31 条第 1 項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第 2 項において準用する建築物省エネルギー法第 30 条第 8 項の規定により建築物省エネルギー法第 12 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に 関する条例の一部改正

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年寝屋川市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 3 項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市立斎場条例の一部改正

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立斎場条例の一部を改正する条例

寝屋川市立斎場条例（昭和61年寝屋川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考4中「70センチメートル」を「100センチメートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用について適用する。

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会）

第 7 条の 2 指定管理者の候補者の選定について調査審議するため、教育委員会の附属機関として、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織、運営その他選定委員会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

平成29年2月27日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

| 図面對照 番 号 | 路 線 名 | 起 終 点 先 地 番 | |
|-------------|----------|---------------------|---------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| D-29 | 東寝屋川駅前線 | 打上新町 638番1先から | 打上元町 292番2先まで |
| D-620 | 明和二丁目3号線 | 明和二丁目 1415番13先から | 明和二丁目 1415番21先まで |

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

平成29年2月27日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

| 図面对照 番 号 | 路 線 名 | 起 終 点 先 地 番 | |
|-------------|----------|--------------------|--------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| A-653 | 池田北14号線 | 池田北町 198番3先から | 池田北町 198番7先まで |
| A-654 | 石津元町12号線 | 石津元町 455番12先から | 石津元町 455番8先まで |
| A-655 | 石津元町13号線 | 石津元町 263番9先から | 石津元町 263番13先まで |
| A-656 | 田井町19号線 | 田井町 342番4先から | 田井町 342番8先まで |
| A-657 | 香里西9号線 | 香里西之町 731番12先から | 香里西之町 731番25先まで |
| B-325 | 末広14号線 | 末広町 1324番36先から | 末広町 1324番20先まで |
| B-326 | 末広15号線 | 末広町 1553番5先から | 末広町 1553番12先まで |

| 図面对照 番 号 | 路 線 名 | 起 終 点 先 地 番 | |
|-------------|----------|---------------------|---------------------|
| | | 起 点 | 終 点 |
| C-367 | 黒原橋22号線 | 黒原橋町 238番5先から | 黒原橋町 238番17先まで |
| C-368 | 黒原橋23号線 | 黒原橋町 238番26先から | 黒原橋町 238番16先まで |
| C-369 | 黒原橋24号線 | 黒原橋町 238番36先から | 黒原橋町 238番17先まで |
| C-370 | 黒原新町14号線 | 黒原新町 209番1先から | 黒原新町 84番5先まで |
| C-371 | 黒原新町15号線 | 黒原新町 84番4先から | 黒原新町 84番3先まで |
| C-372 | 黒原城内10号線 | 黒原城内町 26番8先から | 黒原城内町 26番14先まで |
| C-373 | 黒原城内11号線 | 黒原城内町 26番20先から | 黒原城内町 26番17先まで |
| C-374 | 高柳四丁目3号線 | 高柳四丁目 840番8先から | 高柳四丁目 837番8先まで |
| C-375 | 日之出町2号線 | 日之出町 1123番16先から | 日之出町 1123番8先まで |
| D-29 | 東寝屋川駅前線 | 打上新町 1049番7先から | 打上元町 292番2先まで |
| D-155 | 秦31号線 | 秦町 614番12先から | 秦町 614番9先まで |
| D-156 | 新家二丁目6号線 | 新家二丁目 521番1先から | 新家二丁目 528番2先まで |
| D-620 | 明和二丁目3号線 | 明和二丁目 1415番15先から | 明和二丁目 1415番21先まで |